

日バス協業第120号
平成29年4月12日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会
会長代行 島倉 秀 雄



「民間団体等による旅客自動車運送（一般貸切旅客自動車運送事業を除く。）
の適正化に関する事業の推進について」の一部改正について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「民間団体等による旅客自動車運送の適正化に関する事業の推進について」
（平成27年2月20日付け国自旅第320号）の一部改正について、国土交通省自動車局旅客課長より別紙のとおり通達があり、一般貸切旅客自動車運送事業については除く旨の通知がありましたので、貴協会傘下会員事業者へ周知方よろしくお願いいたします。

公益社団法人日本バス協会
業務部 松浦
電話：03-3216-4014
FAX：03-3216-4016